

労働法実践講座

就活の前に、将来の仕事を考える前に、
知っておきたい**基礎知識**

事前申込不要
どなたでも
参加できます！

労働法とは誰が作った？どんな人が対象？
どのように**守**られている？
勤め先と**トラブル**になったらどうする？

仕事をする前に知っておきたい、労働法の色々な決まりがあります。
「知らなかった」では済まされない**基礎知識**、
厚生労働省福島労働局の**労働基準監督官**が、
自身の経験などをもとに説明していただきます。

講師 福島労働局 総務部企画室室長補佐 **針生 達矢**さん

【主な説明内容】

- 労働契約って、どんな契約書が必要？
- 残業したけど、**残業代**はもらえるの？
- 「うちの会社は、**有給休暇**ないから」
- 会社が**労働法違反**！どうすればいい？
- 労働基準監督官の仕事

日時：2012年10月24日（水）

10:20～11:50（2時間目）

（質問タイムもあります）

場所：S43（定員80名）

問合せ先：行政政策学類 長谷川珠子

tamako@ads.fukushima-u.ac.jp